

「容量市場業務マニュアル 電源等差替編」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

NO.	頁	ご意見	回答
1	4	図1-1の下のパラグラフにて、「電源等差替の申込可能期間は、（略）実需給年度末まで」（略）「最終登録申込は2025年2月10日まで受け付けます」とあるが、前者と後者の「申込」が同一の意味であるならば、表現を整合させてはどうか。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
2	7	差替先電源の要件として、「対象実需給年度の容量オークション以降に、設備更新等に伴う増出力等があった電源の当該増出力分」を追加いただきたい。 また、設備更新等には発電設備の更新の他、系統制約の緩和に伴う増出力も含めていただけないか。	設備更新等に伴う増出力等があった電源については、当該電源の元々の容量が対象実需給年度の容量オークションへ応札していた場合に限り、当該増出力分は差替先電源の要件となります。 (1.2 差替先電源等の要件の「対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札していないことによりやむを得ない事情のある電源等」に該当) なお、系統制約の緩和に伴う増出力につきましては、合理的理由があれば差替電源として登録可能となりますので、そのような場合はまずは事情をお聞かせください。
3	7	1. 2 電源等差替が可能な電源等・差し替え先電源等の要件—3 ポツ目 「対象実需給年度の容量オークションに応札していないが、新設電源など、容量オークションに応札していないことによりやむを得ない事情のある電源等」とあるが、FIT化を予定しており、メインオークションに参加していなかった電源が、FIT化断念となった場合、差し替え電源として登録可能か否かをご教授いただきたい。	説明に合理的理由があれば差替電源として、登録可能となります。 そのような場合はまずは事情をお聞かせください。
4	9	「差替え掲示板への掲載期間について、差替掲示板への掲載期間は、1か月以上である必要があります。」との記載があるが、掲載期間のうち、差替希望者が現れても交渉を始めてはいいか。 また、希望者が現れた場合順次交渉を開始し、後続事業者の有無にかかわらず契約締結してもいいか。	後続事業者の有無にかかわらず契約締結することは問題ございませんが、他事業者が差替先電源を確保しやすい環境を整えるために1ヶ月以上を掲載するとした目的も踏まえ、後続事業者とも交渉していただくことが望ましいと考えております。
5	11	容量市場メインオークション募集要綱に関する意見募集のNo.162に対する回答に記載頂いているように、発電指令電源のリソースの入替は可能と認識しています。 電源等差替は、表2-1に記載の差替容量等算定諸元一覧の作成単位で実施するものと思いますので、発電指令電源のリソース入替は電源等リストの変更手続きで実施し、電源等差替で実施しないという認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	12	③申請要件に関して、差替先電源の登録の理由として「対象実需給年度の容量オークション以降の設備更新等に伴う増出力等」を選択項目に追加いただきたい。	設備更新等に伴う増出力等があった電源については、当該電源の元々の容量が対象実需給年度の容量オークションへ応札していた場合に限り、当該増出力分は差替先電源の要件となります。 (「2024年度向け容量オークション時点で、新設電源等やむを得ない理由により、容量オークションに不参加」に該当)
7	13	(原案) 表2-2⑧、⑨「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」 (確認) 入力は任意か。 (意見) 入力は不要と考えるが、必須の場合は過去の契約を全て入力するのではなく、前年度分の契約情報等に限定していただきたい。	「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」いただくのは必須であり、同一の実需給年度に対して、過去に差替を実施していた場合に、当該契約情報の入力をお願いいたします。 そのため、実需給年度が2024年度に対する差替契約を締結していた場合であっても、2025年度分で差替をする際に2024年度の契約情報の入力を求めるものではございません。
8	14	「⑩提供する各月の供給力[kW]」について、「期待容量等算定諸元一覧で自動算出された提供する各月の供給力を月別に入力」とありますが、安定電源（純揚水以外）の「提供する各月の供給力[kW]」は自動算出ではないため、記載の修正が必要ではないでしょうか（P42、P46も同様）。	ご指摘を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
9	21	表2-4のNo⑤電源等識別番号およびNo⑥電源等の名称について、掲載可否が選択できないが、「第25回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料5のP10に記載のとおり、電源等の名称の掲載を希望しない場合は掲載されないとの理解でよいか。であれば、エリア名等と同じく、掲載可否欄を設けてはどうか。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf (第25回 容量市場の在り方等に関する検討会資料)	電源等識別番号および電源等の名称については他事業者には表示されません。 掲載を希望する場合には、Excelファイルを作成いただき添付ファイルにて掲載することが可能です。 (添付ファイルのアップロード方法については「2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力」をご参照ください)

NO.	頁	ご意見	回答
10	21	「⑥電源等の名称」について、「電源等情報の情報が自動設定されます」とあり、登録済みの固有名称が掲示されるものと理解しておりますが、差替掲示板は容量市場システムに登録した事業者のみが閲覧可能な掲示板なのでしょうか（確認）。	「⑥電源等の名称」は他事業者には表示されません。 なお、差替掲示板は容量市場システムに登録した事業者のみが登録・閲覧が可能となります。
11	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」の各入力項目 (確認)システムにおいて掲載可否の選択が可能である⑧、⑨、⑩（エリア名、電源種別区分、発電方式区分）以外の項目は、差替え掲示板に必ず掲載されるということか。 (意見)掲示板へ必ず掲載される項目について明記していただきたい。	掲示板へ掲載される項目に関しては、別途公表のシステムマニュアルにてお示いたしますので、ご参照ください。
12	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」の⑥（電源等の名称） (意見)差し替え先が掲載を希望する場合に掲載する項目として、第25回容量市場の在り方に関する検討会資料5-P10において整理されていたように、掲載可否の選択が可能な項目としていただきたい。	⑥（電源等の名称）は他事業者には表示されません。 掲載を希望する場合には、差替先差替可能容量を掲載する場合と同様に、Excelファイルを作成いただき掲載することが可能です。
13	21、26	(原案)「表2-4」および「表2-5」 (意見)差替先電源等提供者を探すにあたり、差替えを行いたい期間に電源を提供している事業者の検索が容易になるよう、第25回容量市場の在り方に関する検討会資料5-P10にあるように、「差し替え可能期間」の項目を作成いただきたい。	差替可能期間の掲載を希望する場合には、差替先差替可能容量を掲載する場合と同様に、Excelファイルを作成いただき添付ファイルとして掲載することが可能です。 (添付ファイルのアップロード方法については「2.1.1.2 差替掲示板情報の登録申込の入力」をご参照ください) 差替可能期間で検索する機能は具備しておりませんので、差替可能期間は添付ファイルにてご確認していただく必要があります。 検索機能の追加については今後の検討の参考にさせていただきます。
14	22	表2-4のNo⑩提示期限について、登録申込を行う月の翌月末以降を指定とあるが、1か月以上掲載できるのであれば翌月末以降に限定する必要はないのではないか。（例：4/9申請、4/10合格⇒5/10まで掲載）	審査にかかる時間を考慮し余裕を持ったスケジュールとしております。
15	23	掲載期限で指定した期日を迎えて自動的に掲載が削除された場合においても、メールによる通知をいただきたい。	掲載期限で指定した期日を迎えて自動的に掲載が削除された場合は、メールでの通知されませんので、登録した期日を迎えた後削除されていることをご確認してください。
16	26	表2-5のタイトルが“掲載項目一覧”となっているため念のための確認であるが、掲載可否で否を選択したものは掲示板には掲載されないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
17	30	(原案)注意書き「差替掲示板に掲載後、1か月以上経過していないと取り消せません」 (確認)掲載後1か月以内にその差替容量全量について差替元電源が見つかった場合でも、1か月経過するまでは削除できないのか。	ご認識のとおり、1か月経過するまで削除はできません。
18	36	(原案)「電源等差替の登録申込は毎月10日に締め切り」 (意見)電源等差替は、第12回容量市場の在り方等に関する検討会資料3-P23にもあるように、速やかに差し替え先電源を確保したいニーズによるものである。上記（原案）では、最大で50日程度の容量停止計画となるリスクがあり、速やかな差し替え先電源の確保につながらないため、各月毎の最終登録申込締切をできる限り月末寄りに設定いただきたい。	電源等差替は年間、および月次単位で行うこととしております。 申込から審査等に時間を要するため、毎月10日に締め切り手続きをいたします。
19	36	必要となる提出書類について、掲示板掲載の結果、自社電源と電源差替を行うこととなった場合は、左記の書類は不要と考えてよいか。	「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類」は不要となります。

NO.	頁	ご意見	回答
20	36	同一事業者が保有する電源で差替を申し込む場合、「差替先電源等提供者と差替元電源等提供者で合意したことを示す書類」は提出不要との理解でよいでしょうか（確認）。	ご理解のとおり、提出不要となります。
21	36~38	差替登録時に必要となる書類のうち、合意書類やペナルティ配分の同意書類は同一事業者間での差替の場合は不要との理解でよいのか。	不要となります。 ただし、差替元が複数の事業者となる場合には、ペナルティ配分の同意書類の提出をお願いいたします。
22	37	同一事業者が保有する電源で差替を申し込む場合、「差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が、電源等差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す書類」は提出不要との理解でよいでしょうか（確認）。	不要となります。 ただし、差替元が複数の事業者となる場合には、提出をお願いいたします。
23	38	四角囲い部分、「電源等差替によって発電コストが経済的となることを証明する書類」とあるが、発電コストとは、差替を行う時点における応札時からの状況変化を踏まえた維持管理コスト（電源稼働のための大規模修繕費用等を含む）を意味するという点でよいのか。	基本的には燃種や発電効率の違い等により、kWh単価が経済的となる場合の差替を想定しております。 状況変化により大規模修繕が必要となるケースは、発電機トラブルの方に該当すると想定されますが、個別事象により判断いたします。
24	38	（原案）必要となる提出書類 - 電源等差替を実施する理由が経済的な電源等差替の場合「発電コストが経済的となることを証明する書類」 （確認） 発電コストとは具体的に何を指すのか。また、どういった書類をイメージしたのか。	kWh単価を想定しております。 燃種や発電効率などkWh単価が分かる書類を提出いただくことを予定しております。
25	38	注2に、発動指令電源の電源等差替について、「発動指令電源の部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要があります。」とあるが、安定電源間の差し替えであればエリアが必ずしも同一である必要はないのか。（エリア間の分断があるような場合についても同様との認識でよいのか。）	容量オークションによる市場分断をしているエリア間の差替はできません。 同一ブロック内で異なるエリア間の差替は、供給信頼度が確保されている場合に認めることとしております。 （第25回容量市場の在り方等に関する検討会参照） https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf
26	38	注2に発動指令電源の部分差替を行う場合は、差替元電源等と差替先電源等のエリアが同一である必要がある、との記載があるが、「第25回 容量市場の在り方等に関する検討会」資料によると、エリアをまたぐ電源等の差し替えは、供給信頼度の確認やkW価値の変化等を確認することで認められるとある。 発動指令電源のエリアをまたいだ差替については、（供給信頼度等を確認したうえで）全量差替のみ認められるとの認識でよいのか。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_05.pdf （第25回 容量市場の在り方等に関する検討会資料）	ご認識のとおりです。
27	38	「差替元電源等のリクワイアメントを差替先電源等が順守する必要」とありますが、調整機能を有する安定電源を調整機能を持たない安定電源に差替可能との理解でよろしいでしょうか（確認）。	ご理解のとおりです。
28	38	発電コストが経済的になることを証明する書類として、どのようなものを想定しているか。（JEPX市場への登録価格実績等をイメージしている）	燃種や発電効率などkWh単価が分かる書類を提出いただくことを予定しております。
29	41、45	（原案）表2-2⑩、⑪「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」 （確認） 入力は任意か。 （意見） 入力は不要と考えるが、必須の場合は過去の契約を全て入力するのではなく、前年度分の契約情報等に限定していただきたい。	「過去の差替に係る情報を契約毎に入力」は必須であり、同一の実需給年度に対して、過去に差替を実施していた場合に、当該契約情報の入力をお願いいたします。 そのため、実需給年度が2024年度に対する差替契約を締結していた場合であっても、2025年度分で差替をする際に2024年度の契約情報の入力を求めるものではございません。

NO.	頁	ご意見	回答
30	53	「市場支配力の行使が疑われる場合」として、貴機関では具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか（確認）。	電力・ガス取引監視等委員会による「売り惜しみ」、「価格つり上げ」の監視により問題がある行動と判断された場合と考えております。
31	54	「本機関と差替元電源等提供者間で容量確保契約を変更する」とありますが、取次応札と同様、貴機関からの対価受け取りやペナルティの支払いは差替先電源等提供者（提供される電源等の保有者）ではなく、差替元電源等提供者を通じて行われるとの理解でよろしいでしょうか（確認）。	ご理解のとおりです。
32	その他	差替先電源への対価（容量確保契約金）の支払方法についての記載がないが、差替元電源が対価を受け取って差替先電源に差替契約に基づき支払いを行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	その他	本意見募集の範囲外であるかと存じますが、発動指令電源については、電源等リストの更新（お客さまとのデマンドレスポンスに関する契約の新規契約、廃止等）もあり得ることから、実効性テスト後における電源等リスト更新の取扱い（リスト更新の可否、可である場合の提出期限等）を別途ご提示いただけるとありがたいです。	別途、公表を予定しております「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編」をご参照ください。